

令和6年度
事業計画書



社会福祉法人 五條市社会福祉協議会

I 基本方針

少子高齢化の進展、地域社会や家族様式の変化等を背景に、かつてはあたり前であった家族や隣近所による助けあい機能が低下し、地域の福祉課題は多様化、複雑化しています。また、地域のつながりの低下による社会的な孤立が深まるなかで、生活の困りごとをひとりで抱え込み、解決の糸口を見つけない世帯も増加しています。

このようななか、地域福祉の推進を目的とする社会福祉協議会には、あらゆる困りごとを「丸ごと」受け止め、住民一人ひとりの生活課題に向き合う体制整備や住民一人ひとりが社会に参加し、生きがいを持って主体的に助けあう「お互いさまの助けあいがある地域づくり」が求められています。

令和2年度に五條市行政の地域福祉計画と一体的に策定した“第2次地域福祉活動計画”（あんしん福祉ビジョン）に基づき、住民相互の助けあいである「地域の福祉力」を高めながら、さまざまな団体・個人とのネットワークを広げ、新たな社会資源の開発や個別支援の視点に立ち、地域福祉活動を行っていきます。

介護保険法や障害者総合支援法による福祉サービスについては、住民の「住みなれた地域で安心して暮らし続けたい」という思いを支えるため、包括的ケアシステムの視点に立った総合的な支援を行っていくことが必要です。

多様なサービス供給主体があるなかで、地域福祉の推進主体である社会福祉協議会としての役割を再認識し、効果的・効率的な経営をめざします。

経営理念

「みんながしあわせに暮らせるまちづくりを みんなですすめます」

経営方針

1. 非営利の民間組織として、住民ニーズと地域性を重視した先駆的事業の開発につとめ、住民に魅せる事業展開をおこないます。
2. 高い専門性と意欲を持った職員を育て、働きがいと職員の一体感がある組織体制づくりをおこないます。
3. 地域福祉の担い手を育て、広く福祉に対する理解と参画をうながします。
4. 安定的な財源確保とコスト意識の徹底につとめ、効果的・効率的な経営をおこないます。
5. 法令遵守と情報公開により、透明性を確保した健全な経営をおこないます。
6. 職員一人ひとりが経営に対する責任を自覚し目標をもって業務にとりくみます。

Ⅱ 第2次地域福祉活動計画

1. 計画の概要

(1) 計画の趣旨

少子高齢化、核家族化やひとり暮らしの増加などライフスタイルの多様性にともない、一人ひとりが抱える生活課題も多種多様となっています。

今後は、個人の努力や行政による福祉サービスだけでは十分でなく、地域で共に暮らす住民が身近にある様々な福祉ニーズに目をむけ、地域全体で課題の解決に取り組むこと「地域共生社会」の実現が求められており、地域住民同士の支えあい・助けあいの視点からの協働が必要不可欠です。

行政と共にみんなで地域社会を支えあいながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるまちの実現をめざして、第2次地域福祉活動計画（あんしん福祉ビジョン）を策定しました。

(2) 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5カ年

2. 計画の体系

(1) 基本理念

「助けあい・支えあい 笑顔がつながるまち 五條」
～いつまでも住み続けられる地域をめざして～

(2) 基本目標

1. 地域での助けあい・支えあいの推進
2. みんなでつながる安心・安全の地域づくり
3. 担い手の育成と住民参加の促進

(3) 基本施策

基本目標に基づいて、事業・活動の体系を表しながら、具体的目標を明らかにした14の施策

(4) 取り組みを推進する上での役割

基本計画の施策に基づいて、「住民・地域組織、事業所、市社協、五條市」の実践展開・役割分担をまとめたもの

3. 第三次地域福祉活動計画の策定（令和7年度から令和11年度）

- （1）第二次地域福祉計画（行政計画）と一体的に策定

Ⅲ 事業実施計画

1. 会の運営と組織基盤の確立強化

- （1）理事会、評議員会等の開催
- （2）経営改善計画の実行
- （3）住民会員制度の加入促進・安定充実した各種財源の確保と運用
- （4）苦情処理に関する規程の運用
 - ・利用者からの苦情、相談を受けとめ、サービスの向上に努める
- （5）職場内研修の推進と職員資質の向上
- （6）行政とのパートナーシップ
- （7）第2次地域福祉活動計画（あんしん福祉ビジョン）の実行
- （8）地域公益活動の推進
 - ・市内社会福祉法人連絡会の運営
 - ・いきいき相談ネットの推進
 - ・奈良県社会福祉法人共同事業（まほろば幸いネット）への協力

2. 社会福祉活動の振興

- （1）広報啓発活動
 - ・ホームページによる広報啓発
- （2）地区社会福祉協議会の基盤強化と活動支援
 - ・地区社会福祉協議会会長会の開催
 - ・地区社会福祉協議会活動への支援・連携・組織体制づくり
 - ・ふれあいメニュー事業の推進
 - ・生活支援体制整備事業の推進
- （3）ふれあいいきいきサロン事業の推進
 - ・サロン実施地区社会福祉協議会への支援
 - ・サロン新規実施地区の整備
- （4）小地域ネットワーク活動の推進
 - ・ネットワーク活動実施地区社会福祉協議会への支援
 - ・ネットワーク活動新規実施地区の整備

- (5) 各種調査活動、福祉課題の把握
 - ・高齢者調査（ひとり暮らし、ふたり暮らし以上、ねたきり、認知症）
 - ・地域アセスメント（地域診断・実情把握）の実施
 - ・ふれあい相談所の運営（本所：毎日型）
 - ・依存に関する個別相談
 - ・支所窓口、各係での相談援助業務
 - ・アウトリーチ（積極的に出向くこと）による相談、個別支援活動
- (6) ボランティアの発掘、育成、助長
 - ・ボランティア研修及び関係行事の調整
 - ・五條市ボランティア連絡協議会の運営
 - ・ボランティアのコーディネート（需給調整）
 - ・ボランティア活動保険加入事務
 - ・全国社会福祉協議会関係保険の加入代行事務
 - ・奈良県ボランティア連絡協議会主催研修・幹事会への参加
- (7) 災害に対応できる地域づくり
 - ・防災、減災への意識啓発と助けあえる地域づくり
 - ・災害ボランティアセンターの運営準備（マニュアル、職員研修）
- (8) 福祉教育の振興
 - ・教員免許取得にかかる介護等体験実習生の受入
 - ・各学校での福祉体験学習、総合的な学習の時間への協力、支援
- (9) 在宅福祉サービスの充実強化
 - ・声の広報発行事業
 - ・介護機器（車いす）の短期貸出事業
 - ・個別ニーズへの具体的支援
- (10) 生活福祉資金貸付償還事業
 - ・新型コロナウイルス特例貸付償還支援
 - ・総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）
 - ・臨時特例つなぎ資金
 - ・福祉資金（福祉費、緊急小口資金）
 - ・教育支援資金（教育支援費、就学支度費）
 - ・不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）
 - ・奈良県社会福祉協議会及び借受人担当民生児童委員との連携
- (11) 生活困窮者支援
 - ・生活困窮者レスキュー事業（生活必需品及び就職活動必需品の貸出）
 - ・フードレスキュー事業（食料救援）
 - ・おてらおやつクラブとの連携（食料救援）
 - ・フードバンクとの連携（食料救援）
 - ・生活困窮者自立支援事業（五條市）との連携、協働
- (12) 社会福祉関係団体への協力援助

- ・「五條市地域ケア会議」への参画
 - ・「高齢者虐待防止介入支援ネットワーク委員会」への参画
 - ・「五條市認知症支援推進検討委員会」への参画
 - ・「生活支援サポーター養成講座」への参画
 - ・「Gojo元気サポーター養成講座」への参画
 - ・「五條、吉野自立支援協議会」への参画
 - ・地域包括支援センターとの連携、協働
 - ・社会福祉施設及び各種福祉団体との連携、協賛、助成
- (13) 共同募金事業
- ・五條市共同募金委員会の運営
 - ・戸別募金、街頭啓発募金、学校募金、職域募金、法人・大口募金
 - ・赤い羽根地域支えあい事業等各種助成事業
- (14) 各種団体等の運営
- ・五條市善意銀行の運営
 - ・五條市民生児童委員連合会の運営
 - ・五條市英霊にこたえる会の運営
- (15) 奈良県社会福祉協議会への運営協力と連携協働
- ・奈良県内市町村社会福祉協議会事務局長会への協力
 - ・奈良県内法人社会福祉協議会専任職員連絡会への協力
 - ・奈良県社会福祉協議会事業との連携、協力
- (16) その他必要と認める事業

3. 受託事業の運営

- (1) 日常生活自立支援事業の推進
- ・福祉サービス利用援助サービス
 - ・日常的な金銭管理サービス
 - ・書類等の預かりサービス
 - ・契約者への自立支援
 - ・成年後見制度への移行支援
 - ・法人後見事業等の福祉後見体制の研究
- (2) ひとり暮らし老人等見守り支援事業
- ・高齢者の安否確認、見守りを目的とした活動の展開
- (3) 生活支援体制整備事業生活支援コーディネーター業務
- ・第1層（五條市全域を対象）での資源開発やネットワークの構築、支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を展開
 - ・身近な地域での協議体づくり
 - ・情報誌「We Love ごじょう」の発行

- (4) 生活介護事業（障害者デイサービス事業）
 - ・保健福祉センターカルム五條において、障害者総合支援法による
デイサービス事業の運営
- (5) 生活管理指導員派遣事業
 - ・日常生活の適正な管理・指導・支援が必要な高齢者等へのホーム
ヘルプ
- (6) 五條市立福祉センター指定管理
 - ・福祉関係団体等への貸室
 - ・福祉センター事業の運営
 - ・ボランティア活動の拠点

4. 居宅介護事業（障害者総合支援法）の経営

- (1) 居宅介護事業
 - ・障害者へのホームヘルプ

5. 障害者特定相談支援事業（障害者総合支援法）の経営

- (1) 計画相談支援
 - ・サービス等利用計画の作成
 - ・モニタリングの実施
- (2) 障害のある人に対する相談支援事業の調査・研究
 - ・障害者相談支援事業の調査・研究

6. 介護保険事業（介護保険法）の経営

- (1) 訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業
 - ・高齢者へのホームヘルプ、訪問型サービス
- (2) 居宅介護支援、介護予防日常生活支援事業の受託
 - ・介護サービス計画（ケアプラン）の作成
 - ・予防サービス計画（地域支援事業）の作成
- (3) 要介護認定調査の受託
 - ・認定調査の実施
- (4) サービス向上の取り組み
 - ・五條市介護保険事業所協議会への参画
 - ・主任介護支援専門員交流会の活動